



## 申請・お知らせ

### 国保加入者の高額療養費の申請

◇同一の月に医療機関などに支払った一部負担金(保険診療分)が所得や年齢によって定める限度額を超えたとき、その差額が申請により高額療養費として支給されます ◇申請期限…療養月の翌月から2年 ◇必要なもの…保険証、世帯主の印鑑、医療機関などの領収書、通帳 **問**サンサンコールかごしま099-808-3333

今月の納期	
◇後期高齢者医療保険料	第6期
◇国民健康保険税	第7期
◇介護保険料	第7期
納期は来年1月6日まで	

### 国保加入者の入院時の食事療養費

◇食事療養費(1食当たり)

区分	自己負担額	
市民税課税世帯	260円	
市民税非課税世帯	90日までの入院	210円
	91日からの入院	160円
	所得が一定基準に満たない世帯 ※	100円

※世帯主と国保加入者の各収入金額から必要経費や控除額を差し引いた所得が0円となる世帯で70歳以上の人 ◇市民税非課税世帯の人は国保窓口で、国保標準負担額減額認定証か国保限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けて、医療機関へ提出してください **問**サンサンコールかごしま099-808-3333

### 高齢者いきいきポイント推進事業への参加登録

対市内に住む65歳以上の人で、要

介護・要支援認定を受けていない人 ◇市社会福祉協議会ボランティアセンターで随時受け付け ※団体への個別説明も行いますのでお問い合わせください **問**長寿支援課216-1186か市社会福祉協議会ボランティアセンター221-6072

### 市民のひろば・市議会だよりの点字版・音声(CD・テープ)版を発行しています

◇配布を希望する人は、「市民のひろば」は広報課216-1133、「市議会だより」は政務調査課216-1454へ



### 認知症介護の相談所

所在地福祉館など ◇時間…10時～15時(一部異なる) ◇開設場所など詳しくは認知症のひとと家族の会鹿児島県支部257-3887か長寿支援課216-1186へ

### ゆうあい福祉バスの利用

◇障害者団体が県内(離島を除く)の行事などに参加するときに利用できます ◇利用時間…9時30分～16時30分 **定**23人(車いすを2台使用したとき) **申**電話で利用希望日の前月1日～10日前(休日を除く)までに障害福祉課216-1272へ

### 障害に関する相談

①各種相談 ◇身体・知的・精神・発達障害の各種障害専門相談員が障害者(児)やその家族などからの相談に応じます ※水・日曜日10時～18時。祝日、年末年始を除く **所**かごしま市民福祉プラザ **料**無料 **問**障害者基幹相談支援センター226-1200、障害者虐待防止センター226-1216

②精神障害のある人の相談 **問**かけはし261-5100、ひだまり260-5865、ソーバーハウス248-7821、サポートやすらぎ238-0600

### 精神保健福祉相談

◇精神保健嘱託医が心の病気、認知症、ひきこもり、アルコール依存症などに関する相談に応じます **期**原則毎週水曜日午後 ※要予約。時間は予約時に確認してください **所**保健所 **料**無料 ◇精神保健福祉相談員による相談も行っています **問**保健予防課258-2351

### 冬の食中毒にご注意を

◇ノロウイルスによる食中毒や感染症は冬場に多く発生します ◇予防法…①トイレや外出の後、調理前は念入りに手洗いをする ②二枚貝などはしっかり加熱(85度・1分以上)する ③おう吐物・便などで汚れた場所はマスクや手袋などを使用し塩素系漂白剤で適切に消毒する **問**生活衛生課258-2331



### 高齢者の予防接種

①インフルエンザ **対**市内に住む65歳以上の人か60歳～64歳で心臓、じん臓、呼吸器機能に日常生活活動が極度に制限されるなどの障害がある人 **料**1000円 ※生活保護受給者と市民税非課税世帯の人は無料(証明が必要)

②肺炎球菌 **対**市内に住む75歳以上の人 ◇助成額…1人1回当たり3000円 **料**接種にかかる費用から助成額を差し引いた額

①②共 ◇必要なもの…住所、年齢が確認できるもの ◇接種場所…委託医療機関 **問**保健予防課258-2358

### 犬・猫の飼い主の皆さんへ

◇今年9月1日に改正動物愛護管理法が施行され、飼い主は動物がその命を終えるまで適正に飼養する「終生飼養」の責任があることが明記されました ◇やむを得ず飼

えなくなったときには、自分で新たな飼い主を探し、動物愛護団体に相談するなどして譲渡先を見つけましょう **問**生活衛生課258-2335

### 年末年始の献血にご協力を

◇年末年始は輸血用血液が非常に不足します ◇献血場所…献血プラザかもい **けんけつちゃん** けクロス257-3141、献血ルーム天文館222-6511 **問**生活衛生課258-2329



### 石綿(アスベスト)による健康被害の救済

◇「特別遺族弔慰金」の請求期限が延長されています ◇請求期限…施行日前に死亡した時は施行日から16年、認定の申請をしないで施行日以降に死亡したときは死亡した時から15年 **問**環境再生保全機構0120-389-931

## 講座・催しなど

### 平成25年度市登録手話通訳者試験

内筆記試験、実技試験、面接など **対**市内に住み、手話通訳者養成講座修了者(修了予定者を含む)か同等の技術と知識を有する人 **期**来年1月26日(日)10時～ **所**かごしま市民福祉プラザ ◇申込期限…1月17日 ◇申し込みなど詳しくは市手話通訳者・要約筆記者派遣運営協議会219-5882(内)同じへ

### 精神障害のある人の家族のための教室

内就労支援に関する講演 **対**精神障害のある人の家族 **期**12月13日(金)14時～15時30分 **所**精神保健福祉交流センター(はーと・ぱーく) **定**50人程度 **料**無料 **申**12月12日までに電話で保健予防課258-2351へ

## 高額医療・高額介護合算制度

世帯単位で1年間(昨年8月～今年7月)にかかった医療保険と介護保険の自己負担の合計額が高額になったときに、以下の基準額を超えた分が払い戻されます。

◇70歳以上75歳未満の基準額

所得区分	基準額
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ(市民税非課税)	31万円
低所得Ⅰ(市民税非課税)	19万円

◇70歳未満の基準額

所得区分	基準額
上位所得者	126万円
一般	67万円
市民税非課税	34万円

### ■申請の手続き

本市の国民健康保険(国保)に加入し、高額医療・高額介護合算制度の支給対象となる人には、12月下旬～来年1月下旬に申請の案内をします。申請は国民健康保険課各支所の国保担当窓口で行ってください。

※本市の国保以外の医療保険加入者は、介護保険課発行の「自己負担額証明書」を添えて各保険者へ申請してください

**問**国民健康保険課216-1228、介護保険課216-1280



## 国保の給付が受けられます

条件	必要なもの
①やむを得ない事情で保険証を持たずに自費で医療機関を受診したとき	世帯主の印鑑、国保の保険証、通帳 ◇上記以外に必要なもの ①診療費領収書 ②医師の証明書、領収書 ③医師の作成指示書、患者の検査結果、領収書 ④医師の装着指示書、領収書 ⑤診療内容明細書、領収明細書、日本語訳文
②治療上の必要からコルセットなどを作ったとき	
③治療上の必要から9歳未満の弱視の小児に治療用眼鏡などを作ったとき	
④悪性腫瘍術後の四肢のリンパ浮腫の治療のために治療用弾性着衣などを購入したとき	
⑤海外渡航中に治療を受けたとき(治療目的の出国は対象外)	

給付の内容 いったん治療費の全額を支払った後、国保に申請すると、保険で認められた費用のうち、被保険者の自己負担額(費用額の1～3割)を控除した額を払い戻します ※申請は支払ってから2年以内です

**問**サンサンコールかごしま099-808-3333